

月刊文化財

4 / 平成27年

文化庁文化財部監修

昭和三十八年十二月二日第三種郵便物認可
平成二十七年四月一日發行 第六一九号



◆登録有形文化財(建造物) 一万件

登録有形文化財の建造物をどう緩やかに保護するのか

富永 善啓

はじめに

建造物の登録有形文化財は、指定とは違った緩やかな保護措置の文化財としてすつかり社会に定着し、ついに一万件を数えるまでとなつた。しかし、保護措置の緩やかさゆえに、文化財としてどのように保存していくべきかという方針が曖昧であるともいえる。登録有形文化財（建造物）の耐震補強や改修工事への文化財技術指導、補強設計者として関わるにあたり、所有者や設計者の文化財としてどう扱つてよいのかという様々なとまどいに直面し、改めて登録有形文化財ゆえの問題点があることを確認した。本稿では、私がそれらの工事に関わる中で生じた良かつた点や問題となつた点について紹介をしつつ、登録有形文化財の緩やかな保護とはどうすればよいのかについて記述したい。

一 登録有形文化財 墨会館の事例

墨会館は、愛知県一宮市にある昭和三十二年に竣工した丹下健三氏設計の鉄筋コンクリート造の事務所建築である。平成二十二年に一宮市が前所有者より譲り受け、平成二十六年九月に改修工事を終え、公民館等の施設となつた。私は、設計・工事の文化財技術指導を担当した。

徐々に気づいてもらえたようだ。

当初部材が多く残る建物であつたが、現行法規によつて不燃材に変更しなければならない箇所や、工業製品が製造中止となつており取り替え部材が手に入らないもの、アスベストを含むもの、軸体を補修するための解体によつて破壊されるもの、修理ができず更新しなければならないものなど、改修によつて当初部材を失わざるを得ない箇所も多くあつた。しかし、文化財として当初の建物の記録を残すために、部分的な施工や資料保存、転用という形で、少しづつではあるが全ての部材を残すことができた。特に集会室棟の庭に面する部分のスチールサッシを一スパンだけでも残せたことは大きい。当初のサッシと活用のために更新したサッシが並ぶことで、文化財として少しでも部材を残そうとした思いと、現行製品の中で当初部材に極力近づけようとした努力を同時に見ることができる。

本建物の工事において特筆すべきことは、一宮市の担当者の文化財保存への意欲の変化である。本建物の公民館への改修という目的において、当初、文化財ということは余分な制約の一つと感じておられたに違いない。しかし、文化財の価値に触れる中で、文化財としての価値を理解し活かすこと、新築ではできない魅力ある施設となることに気づかれたのではないだろうか。施設等を管理している生涯学習課と工事を担当した建築住宅課の方々の、この建物の価値を少しでも守ろうとする強い思いが、きめ細やかな部材の保存につながつたのだと確信して

いる。工事を終えた姿には、竣工の喜びとともに、建物への愛情と誇りが感じられた。

二 登録有形文化財 白川小学校校舎の事例

三重県亀山市にある白川小学校校舎北棟・南棟は、昭和二十九年に建設された木造平屋建ての建築で、現役の小学校として使用されており、平成二十七年三月に耐震補強工事を終えた。私は、設計・工事の文化財技術指導を担当した。

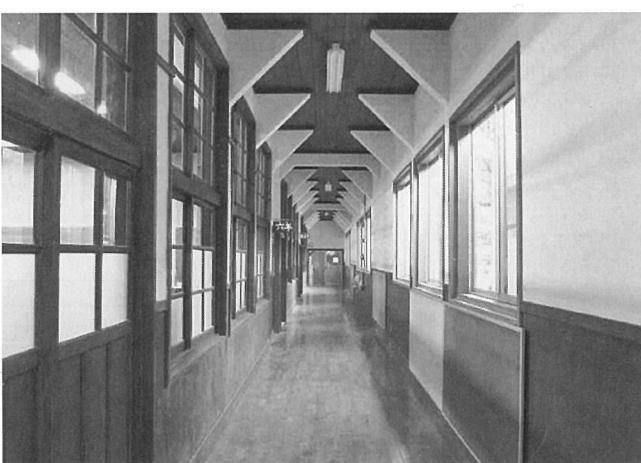
本建物の補強設計では、当初は廊下と教室境の内壁に耐力壁を追加する計画がなされた。しかし、建物の状況を見ると、外部は下見板でサッシもアルミ製に替えられ、ペンキも塗り替えられているのに対し、廊下と教室境の内壁は、当初の間仕切りがよく残つており、廊下から見る内観は、昭和中期の木造小学校の趣が感じられる。

設計者に補強を内壁位置に設けた理由を尋ねると、登録有形文化財なので外部を変更しないように配慮したということであった。確かに登録有形文化財で制限が加えられているのは外観である。しかし、本建物で最も魅力的で文化財としての価値が高いと考えられる空間は、廊下から教室にかけての内観ではないかと感じていた。そこで設計者に外壁で補強をする案と内壁で補強する案を策定してもらい、文化庁の担当官と協議を行つた。その結果、室内の意匠を優先し、外壁で補強を行うこととなつた。補強によって一部の窓を壁とする必要があるが、外観の印象は大きく変わらない。外観の変更箇所は

まず一宮市の担当者の方が直面していた問題は、登録有形文化財を改修する際に、建物のどこを変更してよいのかが分からぬことであった。「文化財として最低どこだけ残せばよいのか教えてほしい」という單刀直入の質問は、登録有形文化財の緩やかな保護措置とは具体的に何をどう保存することなのかを改めて考へるべきとなつた。

登録有形文化財では、「外観の四分の一以上を変更する際に届け出が必要」というのが法律上の制限となつてゐる。ならばそれ以外の範囲については、変更しても文化財として問題がないと言えるのであらうか。本建物は、建物周囲を塀で囲む一方で、集会室棟と事務所棟のそれが連続的に中庭とつながる空間が魅力の建物である。文化財としての価値が道路に面する外部のみならず内側にもあることは明らかである。そのため、法律の制限範囲と建物の価値の範囲は一致していないことになる。

そこで、「最低限何を残すのか」という発想ではなく、「必要な機能を付加するために変更しなければならない部分だけ変更する」という発想で検討を進めてもらうように依頼した。そ



白川小学校校舎南棟



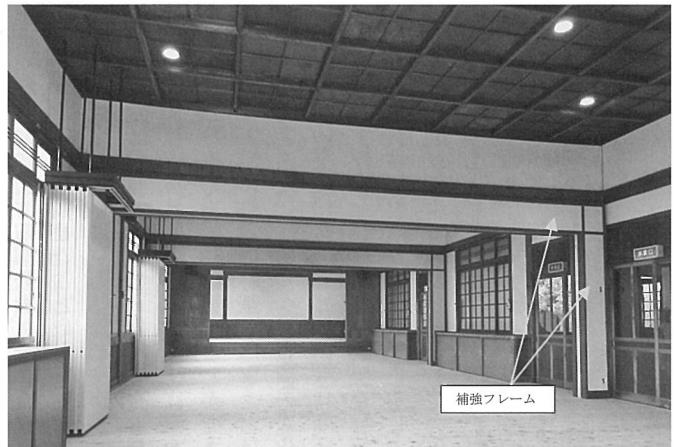
墨会館（集会室棟）

月に終えている。私は、その工事で耐震診断と補強の設計、その監理を行った。

耐震診断の結果、耐震性能が不足していたため、補強が必要となつた。その際にどのよう

は、大層喜んでいたいだいたようで、文化財の姿に手を加えるを得なかつた設計者としては、うれしい限りである。

四 緩やかな保護について



親愛幼稚園舎

方針で補強案を策定するかが問題となつた。葺土を除き屋根を軽くすれば補強を減らすことができるが、それでは健全である屋根を解体する必要があり、工事費が増加し工期も延びる。一方、幼稚園として使われているため、少しでも耐震性は高い方がよい。そこで、今回は「葺土を除かずして最低限必要な耐震性を確保し、将来屋根を葺き替えるときに葺土を除くことでさらに耐震性を向上させる」という方針で補強設計を行つた。長期的な視点で安全計画を行う経過的補強の考え方である。その結果、工事費と工期は圧縮され、幼稚園が夏休みの期間に工事を終えることができた。

補強案で問題となつたのは梁間方向で、ほとんど壁などの耐力要素がないため、新たな耐力要素を付加する必要があった。三案の補強案を提示して関係者で検討した結果、三部屋を大きな一室で使用できるという当初設計の意図を最も反映できる鉄骨フレームを附加する補強案が採用となつた。園児の安全のためにも補強鉄骨は隠すこととなり、教会の信者である意匠設計者によつてデザインがなされた。

「夜中こつそり現場を見てみると、床がめぐられて鉄骨が建つていて、いつたいどうなることかと心配した」との園長でもある牧師様の竣工式での談。完成後の姿をご覧になられたとき

(とみなが よしあき・株式会社文化財構造計画
代表取締役)

箱根七湯の温泉宿と駅伝の道

▼特集 登録有形文化財（建造物）一万件▲

箱根の地勢的な特徴は、山間に温泉地が点在

していることにある。なかでも江戸時代から「箱根七湯」として知られた湯本、塔ノ沢、宮ノ下、堂ヶ島、底倉、木賀、芦之湯の七つは、ほとんどが谷底に立地している。それゆえ、これら温泉地からは富士山を望むことができない。古来、箱根では、富士山の見えるところに温泉はない、といわれてきたゆえんである。富士山の絶景が望める芦ノ湖畔に温泉が生まれたのは、掘削や引湯の技術が進化した戦後になってからのことだ。

そして、箱根では、また登録有形文化財も多くのが箱根七湯近辺に立地している。温泉宿や旧別荘（現在はほとんどが宿として営業している）が多数を占めるため、必然としてそうなつたのであろう。

なかでも、文化財が集中しているのが、湯本から塔ノ沢にかけてのエリアである。湯本には、吉池旅館の別荘（旧岩崎弥之助邸）、重要文化財の萬翠樓（別荘と石藏は登録有形文化財）、箱根湯本ホテル、曉亭などがあり、塔ノ沢には、国道一号線を挟むようにして、福住楼、環翠樓、一の湯と歴史ある温泉宿が連なつ

ている。

さらに国道一号線を上つていくと宮ノ下があり、その高台に箱根を代表する登録有形文化財富士屋ホテルの偉容がそびえている。ちなみに

箱根七湯の堂ヶ島、底倉、木賀はいずれも宮ノ下に隣接する。さらに続く小涌谷にも三河屋旅館、箱根小涌園迎賓館、貴賓館（旧藤山雷太別荘）、箱根・翠松園（本館が旧三井高達別荘）がある。これだけ限定した地域に数多くの文化財が集中しているところは、全国的にあまり例を見ないという。

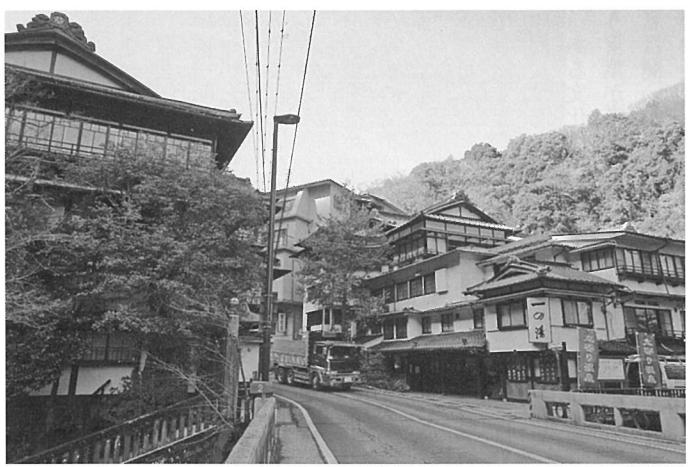
さらに興味深いのは、これらの文化財の多くが、国道一号線沿いのロケーションにあることだ。この道は、今や新年の国民的イベントとなつた感がある箱根駅伝の山登り、すなわち五区六区のルートもある。

江戸時代、箱根は旧東海道の宿場町としても栄えたが、湯本宿と芦ノ湖畔の箱根宿を結ぶルートは、現在の国道一号線ではなかつた。国道一号線は湯本から早川沿いに進むが、旧東海道は、須雲川沿いに進む。途中には唯一、箱根細工で知られる畠宿という集落があるが、ここに温泉はない。旧東海道沿いには温泉がなく、一

方、国道一号線は箱根七湯を結ぶ温泉の道。実際、江戸時代、この道は「湯場道」と呼ばれていた。

山口 由美

◇第三部 文化財にあそぶ



国道1号線を挟んで左・環翠樓／右・一の湯

東京大学大講堂(安田講堂)及び神戸大学講堂

平成八年に創設された登録文化財制度の実質的な端緒といえるのは、三四都府県の一八件に関する同年十二月二十日付の第一回官報告示である。おもなものに小岩井農場(岩手県)や両関酒造(秋田県)、南座(京都府)、明倫小学校(山口県)などがあり、群馬県庁や神奈川県庁、静岡市役所といった地方政府の顔となる庁舎も第一号にふさわしい。中には、風間家旧宅(山形県)やコニシ株式会社(大阪府)などのように、その後重要な文化財に指定され、いわば登録文化財を卒業した物件もある。登録文化財制度は「文化財のはじめの一歩」という役割も担つており、これまでに二三件の登録有形文化財(建造物)が、国や地方自治体による文化財指定を受けて「卒業」している。

表紙写真の上段は東京都内の第一号として登録された東京大学大講堂(安田講堂)である。大正十四年に竣工し、ゴシックを基調とした垂直性の強いデザインをもつ軸体に赤茶色のタイルをまとった、我が国の建築学教育黎明期を主導した学府にふさわしく厳然と建つ。平成十七年十月六日に本講堂で開催された登録文化財五〇〇〇件記念シンポジウムでは、十月六日が「登録の日」と命名された。下段写真は昭和十年建築の神戸大学講堂である。本年一月の登録文化財一万件記念イベントでは主会場となつた(一四頁参照)。両講堂の外観の印象は随分異なるが、共通点もある。内部の舞台廻りを飾る大壁画がそれで、安田講堂は小杉未醒、神戸大学は中山正實という、欧州で壁画画を学んだ両者の大作が目を引く。学舎の内部を壁画で装飾する先例は欧米に見いだせ、戦前期の国内にも数例ある。その先駆例である安田講堂の壁画の主題は「土・泉・成熟」とされ、ホールとしての機能を果たすだけではなく、知の淵源となり人材を育てて世に送り出すという大学の使命を表徴しているのである。

このたび一万件を超えることとなつた登録有形文化財(建造物)は、それぞれが異なる価値を有しつつ、都市や農村の景観を引き立てているものもある。現役の社会基盤施設として魅力を発しながら国土保全や物流・交通などにおいて国民生活に寄与しているものもある。深田久弥の「百の頂に百の喜びあり」の名言になぞらえれば、「一万の登録に一万の愉しみあり」とでも言えるだろうか。手仕事の魅力が凝縮された登録文化財の数々を、ぜひサポートとして愉しみながら応援していただきたい。

(文化庁参事官(建造物担当)文化財調査官・武内正和)

自治体法務サービス

Legislation Support Service for Local Governments



コンシェルジュ デスク

『そうだったのか 地方自治法Web』 『行政実務キーワードバンク』

地方自治法
地方公務員法
地方財政法
地方税法
の解説

3,000件超 登載!

自治体実務に必要な法解説情報(逐条解説、確かなQ&A、行政実例等)を集約したWEBサービス

D1-Law nano 判例 20000

FOR WINDOWS

2015 Edition

「D1-Law.com判例体系」から
重要判例20,000件超を登載

■収録判例総件数 ▶ **21,940件**
(民事 ▶ 約19,000件 刑事 ▶ 約2,800件)

収録判例 商法関連(2,514件)、労働関連(2,139件)、租税関連(831件)、知的財産関連(756件)等 その他全法分野にわたり収録

定価: 本体 **20,000円+税**

D1-Law nano 法令 COMPLETE

FOR WINDOWS

平成 27 年版

日本の現行法令10,572件を
USBメモリにすべて登載

■収録法令数 ▶ **10,572件** ■別表・様式も完全収録
■検索機能 ▶ 項名検索・用語検索・目次検索

収録法令 日本国憲法、条約(741件)、法律(2,214件)、法律扱いの法令を含む)、政令(2,844件)、勅令(158件)、省令(3,964件)、規則(650件)

定価: 本体 **10,000円+税**

商品の詳細はコチラ → [第一法規](#)

検索 

CLICK!

DAI-ICHI HOKI

第一法規 | 東京都港区南青山2-11-17 TEL 0120-203-694 | Tel. 0120-203-694
http://www.daiichihioki.co.jp | Fax. 0120-302-640

| | |
|---|--|
| <p>月刊 文化財 四月号 (六一九号) 定価七七一円 本体七一四円</p> <p>監修 文化庁文化財部 発行所 第一法規株式会社</p> <p>107-8860 ○三一三四〇四一二三二五一(大代表)</p> <p>本誌掲載記事の無断転載を禁じます。</p> | <p>■『月刊文化財』 購読について 『月刊文化財』は、東京国立博物館売店でもお求めいただけます。 定期購読の場合は、お近くの書店でお申しこみいただき、左記へご連絡ください。バツクナンバーのお問い合わせも左記にて承ります。</p> <p>* 電話 / 0120-203-694 * FAX / 0120-302-640 * URL / http://www.daiichihioki.co.jp/</p> <p>※購読のお申し込みでいただいたご住所やお名前などは、企画の参考など本誌にかかる目的にのみ利用し、他の目的では使用いたしません。</p> |
|---|--|